

東かがわ市介護支援専門員研修受講費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市介護支援専門員研修受講費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護支援専門員及び主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）の確保及び維持を図るため、介護支援専門員等の資格の取得及び更新に係る経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、市内の介護保険法(平成9年法律第123号)に基づくサービスを提供する事業所又は施設(以下「事業所等」という。)のうち、次の各号のいずれかに該当する事業所等を有する事業者(以下「補助対象事業者」という。)であって、市税又は市に納付しなければならない分担金、使用料、加入金、手数料若しくは過料その他の市の歳入(以下「市税等」という。)を滞納していないものとする。

- (1) 居宅介護支援事業所
- (2) 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所
- (3) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型サービス事業所
- (4) 介護老人福祉施設
- (5) 介護老人保健施設
- (6) 介護医療院
- (7) 介護予防支援事業所（地域包括支援センターを除く。）
- (8) 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所
- (9) 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所

(補助対象研修)

第3条 補助金の交付対象となる研修は別表に定めるものとし、第6条に定める補助金の交付申請を行う時点において、現に補助対象事業者が直接雇用されている者又は雇用が確定し介護支援専門員としての業務に従事予定である者（以下「従業者」という。）が受講し、修了したものとす。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業者が負担した補助金の交付を申請する年度内に実施した補助対象研修に係る受講料及びテキスト代（以下「受講料等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、実務研修、再研修及び更新研修（実務未経験者）に係る受講料等は、申請する年度の前年度に実施したものを対象とすることができる。この場合において、研修修了後3月以内に事業所で介護支援専門員として就労を開始するものとする。

3 前2項の経費は、国、都道府県、他の市区町村その他の機関から他の制度による負担又は補助を受けている場合は、補助金の交付対象としないものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の交付額は、研修受講修了者1人当たり、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護支援専門員研修受講費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）にその他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請及び請求があった場合、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、東かがわ市介護支援専門員研修受講費補助金交付決定通知書（様式第2号）又は東かがわ市介護支援専門員研修受講費補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を支給するものとする。ただし、補助金の支給時点において次のいずれにも該当しない場合は、支給をしないものとする。

（1）当該研修受講修了者を直接雇用している。

（2）当該研修受講修了者の雇用が確定し介護支援専門員としての業務に従事予定である。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、補助金の交付を決定したもの（以下「交付決定者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が特に必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を期限を定めて請求することができる。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象研修	補助対象経費	補助率
実務研修	次に該当する経費（ただし、補講に要した経費を除く。） ・補助事業者が負担した受講料等 ・従業者が負担した受講料等（ただし、補助金の交付申請を行う時点又は補助金の支給時点において、補助事業者が従業者に対して補助金の全部又は一部を支払うことを誓約した場合に対象とし、給与・賃金・諸手当等と明確に区別されたものに限る。）	・受講料の2/3 （千円未満切捨て） ・テキスト代の2/3 （千円未満切捨て）
再研修		
更新研修（実務未経験者）		
専門研修課程Ⅰ		
更新研修Ⅰ		
専門研修課程Ⅱ		
更新研修Ⅱ		
主任介護支援専門員研修		
主任介護支援専門員更新研修		

様式第1号（第6条関係）

東かがわ市介護支援専門員研修受講費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

東かがわ市長 殿

申請者（事業者）  
所在地

名 称

代表者名

印

東かがわ市介護支援専門員研修受講費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定する補助金について、下記のとおり交付されるよう申請します。なお、決定後は決定金額を下記の口座にお振り込みください。

また、交付要綱第2条に規定する補助対象事業者の市税等の納付状況に関し、市において確認することに同意します。

記

1 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 事業所の名称及び指定状況

(1) 名称及び事業所番号

名称 \_\_\_\_\_ 事業所番号 \_\_\_\_\_

(2) 指定（更新）年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 対象となる介護支援専門員等

次の者は、当該事業所において介護支援専門員として介護サービス計画の作成業務に携わっている（採用後に携わる）、又は、主任介護支援専門員として業務に携わっています。

氏名 <small>（フリガナ）</small>			
介護支援専門員登録番号			
当該事業所での採用年月日	年 月 日	雇用形態	常勤・非常勤・パート

4 対象経費の内訳

研修種別（申請項目に○）	受講料等		申請額
	受講料	テキスト代	
実務研修	円	円	_____ 円 ・受講料の2/3 ・テキスト代の2/3 ※千円未満切捨て
再研修	円	円	
更新研修（実務未経験者）	円	円	
専門研修課程Ⅰ	円	円	
更新研修Ⅰ	円	円	
専門研修課程Ⅱ	円	円	
更新研修Ⅱ	円	円	
主任介護支援専門員研修	円	円	
主任介護支援専門員更新研修	円	円	

5 対象経費の研修受講状況等

(1) 受講期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(2) 研修実施機関名称 \_\_\_\_\_

6 振込先

振込口座	銀行 信用組合 農協 労働金庫	支店 本店 出張所	口座種別	口座番号
	(フリガナ) 口座名義			

7 添付書類

- ・雇用契約書等 (写)
- ・研修修了を証明する書類 (写)
- ・介護支援専門員証 (写)
- ・受講料等の支払いを確認できる書類

8 申請にあたっての誓約事項

申請にあたり次のとおり誓約するとともに、交付要綱第8条の規定に該当した場合は、同要綱第9条の規定に基づき補助金を返還します。

- (1) 市税等に滞納はありません。
- (2) 本申請のほかに、受講料等に係る国、都道府県、他の市区町村その他の機関から他の制度による負担又は補助を受けていません。
- (3) 補助対象経費のうち従業者が負担した受講料等については、補助金の交付申請を行う時点又は補助金の支給時点において、補助事業者が従業者に対して補助金の全部又は一部を支払います。

9 申請者連絡先及び担当者 TEL \_\_\_\_\_ 担当者 \_\_\_\_\_

第 号  
年 月 日

様

東かがわ市長

印

東かがわ市介護支援専門員研修受講費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった東かがわ市介護支援専門員研修受講費補助金の  
交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付条件

第 号  
年 月 日

様

東かがわ市長

印

東かがわ市介護支援専門員研修受講費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東かがわ市介護支援専門員研修受講費補助金の  
交付について、下記の理由により交付しないことを決定したので通知します。

記

理 由